

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成20年3月21日(2008.3.21)

【公開番号】特開2002-230432(P2002-230432A)

【公開日】平成14年8月16日(2002.8.16)

【出願番号】特願2001-29799(P2001-29799)

【国際特許分類】

G 06 Q 30/00 (2006.01)

G 06 Q 50/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 17/60 3 3 2

G 06 F 17/60 Z E C

G 06 F 17/60 3 0 2 E

【手続補正書】

【提出日】平成20年2月5日(2008.2.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】デジタルデータ販売システム、デジタルデータ販売方法、及びコンピュータ・プログラム

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 コンテンツサーバーからクライアントの端末へデジタルデータを販売するデジタルデータ販売システムにおいて、

上記デジタルデータを試用する価格を設定する設定手段と、上記設定手段によって価格が設定されたデジタルデータをネットワークを介して上記端末に転送する転送手段とを上記コンテンツサーバーが有し、

上記端末において、上記デジタルデータを有料で試用できるようにしたことを特徴とするデジタルデータ販売システム。

【請求項2】 上記端末において上記デジタルデータを試用可能な期間または試用可能な回数を管理する管理手段を上記コンテンツサーバーが有し、

上記端末のユーザが上記デジタルデータを試用する期間は、試用期間または試用回数により制限されていることを特徴とする請求項1に記載のデジタルデータ販売システム。

【請求項3】 上記デジタルデータの試用に伴う課金を実行する課金手段を上記コンテンツサーバーが有し、

上記デジタルデータを試用する毎に課金処理が行われ、上記コンテンツサーバーにより許可された試用可能な期間または回数が上記デジタルデータの試用に伴って少なくされていくことを特徴とする請求項2に記載のデジタルデータ販売システム。

【請求項4】 上記課金手段は、上記デジタルデータを試用するための課金処理を最初に行い、上記デジタルデータを試用する毎に上記課金処理で定めた試用可能回数または期間を少なくしていくことを特徴とする請求項3に記載のデジタルデータ販売システム。

【請求項5】 上記管理手段は、上記デジタルデータの試用期間が終了した時に試用

を一時的に不能にし、その後に上記課金手段による課金処理が行われた場合には継続して試用可能にすることを特徴とする請求項3に記載のデジタルデータ販売システム。

【請求項6】 上記課金手段は、上記デジタルデータが転送されてからの期間または試用回数により課金処理を開始することを特徴とする請求項3に記載のデジタルデータ販売システム。

【請求項7】 上記コンテンツサーバーから上記端末に上記デジタルデータを転送するときに、上記デジタルデータを一括で購入するのか、試用するのかを上記端末において選択させるようにする選択手段を上記コンテンツサーバーが有することを特徴とする請求項1～6の何れか1項に記載のデジタルデータ販売システム。

【請求項8】 上記デジタルデータを試用した後に購入する場合に、上記デジタルデータを試用するために既に支払った金額を購入のための価格から差し引いて販売する販売手段を有することを特徴とする請求項1～7の何れか1項に記載のデジタルデータ販売システム。

【請求項9】 上記管理手段は、上記コンテンツサーバーから上記端末にデジタルデータを転送した時点を起点とする使用期限を設け、上記使用期限を過ぎた場合は上記デジタルデータの試用の継続を不可能にすることを特徴とする請求項2に記載のデジタルデータ販売システム。

【請求項10】 上記コンテンツサーバーから上記デジタルデータを転送する回数を制限する制限手段が上記コンテンツサーバーに設けられていることを特徴とする請求項1～9の何れか1項に記載のデジタルデータ販売システム。

【請求項11】 上記デジタルデータのプリントアウトを含むハードコピーを取る際に、上記課金処理で定められた試用可能回数または試用期間を少なくすることを特徴とする請求項3に記載のデジタルデータ販売システム。

【請求項12】 上記ネットワークを介して送られる課金情報により、上記ネットワークを介して転送されるデジタルデータの試用できるか否かを上記端末が判定することを特徴とする請求項1～11の何れか1項に記載のデジタルデータ販売システム。

【請求項13】 ネットワークを介して接続されたコンテンツサーバーからクライアントの端末へデジタルデータを販売するデジタルデータ販売方法において、

上記デジタルデータを試用する価格の設定と、上記設定によって価格が設定されたデジタルデータを上記ネットワークを介しての上記端末への転送を上記コンテンツサーバーが行い、

上記端末において、上記デジタルデータを有料で試用できるようにしたことを特徴とするデジタルデータ販売方法。

【請求項14】 上記端末において上記デジタルデータを試用可能な期間または回数の管理を上記コンテンツサーバーで行い、

上記端末のユーザが上記デジタルデータを試用する期間は、一定の期間または回数に制限されていることを特徴とする請求項13に記載のデジタルデータ販売方法。

【請求項15】 上記デジタルデータの試用に伴う課金を実行する課金処理を上記コンテンツサーバーが行い、

上記デジタルデータを試用する毎に課金処理が行われ、上記コンテンツサーバーにより許可された試用可能な期間または回数が上記デジタルデータの試用に伴って少なくされていくことを特徴とする請求項13または14に記載のデジタルデータ販売方法。

【請求項16】 上記デジタルデータを試用するための課金処理を最初に行い、上記デジタルデータを試用する毎に上記課金処理で定めた試用可能な回数または期間を少なくしていくことを特徴とする請求項15に記載のデジタルデータ販売方法。

【請求項17】 上記コンテンツサーバーは、上記デジタルデータの試用期間が終了した時に試用を一時的に不能にし、その後に上記課金処理が行われた場合には継続して試用可能にすることを特徴とする請求項15に記載のデジタルデータ販売方法。

【請求項18】 上記デジタルデータが転送されてからの期間または試用回数により課金処理を開始することを特徴とする請求項13～17の何れか1項に記載のデジタルデ

－タ販売方法。

【請求項 19】 上記コンテンツサーバーから上記端末に上記デジタルデータを転送するときに、上記デジタルデータを一括で購入するのか、試用するのかを上記端末においてユーザに選択させることを特徴とする請求項 13～18 の何れか 1 項に記載のデジタルデータ販売方法。

【請求項 20】 上記デジタルデータを試用した後に購入する場合に、上記デジタルデータを試用するために既に支払った金額を購入のための価格から差し引いて販売することを特徴とする請求項 13～19 の何れか 1 項に記載のデジタルデータ販売方法。

【請求項 21】 上記コンテンツサーバーは、上記コンテンツサーバーから上記端末にデジタルデータを転送した時点を起点とする使用期限を設け、上記使用期限を過ぎた場合は上記デジタルデータの試用の継続を不可能にすることを特徴とする請求項 13～20 の何れか 1 項に記載のデジタルデータ販売方法。

【請求項 22】 上記コンテンツサーバーから上記デジタルデータを転送する回数を制限する処理を上記コンテンツサーバーで行うことを特徴とする請求項 13～21 の何れか 1 項に記載のデジタルデータ販売方法。

【請求項 23】 上記デジタルデータのプリントアウトを含むハードコピーを取る際に、上記課金処理で定められた試用可能回数または試用期間を少なくすることを特徴とする請求項 15 に記載のデジタルデータ販売方法。

【請求項 24】 上記ネットワークを介して送られる課金情報により、上記ネットワークを介して転送されるデジタルデータの試用できるか否かを上記端末が制御することを特徴とする請求項 13～23 の何れか 1 項に記載のデジタルデータ販売方法。

【請求項 25】 請求項 13～24 の何れか 1 項に記載の方法における各処理をコンピュータに実行させることを特徴とするコンピュータ・プログラム。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、デジタルデータ販売システム、デジタルデータ販売方法、及びコンピュータ・プログラムに関し、特に、データに対する課金方法、更にはオンライン方式のデータ配信におけるコンテンツを一時的に取得した場合に対する課金及び販売方式に用いて好適な発明である。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

【課題を解決するための手段】

本発明のデジタルデータ販売システムは、コンテンツサーバーからクライアントの端末へデジタルデータを販売するデジタルデータ販売システムにおいて、上記デジタルデータを試用する価格を設定する設定手段と、上記設定手段によって価格が設定されたデジタルデータをネットワークを介して上記端末に転送する転送手段とを上記コンテンツサーバーが有し、上記端末において、上記デジタルデータを有料で試用できるようにしたことを特徴とする。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

本発明のデジタルデータ販売方法は、ネットワークを介して接続されたコンテンツサーバーからクライアントの端末へデジタルデータを販売するデジタルデータ販売方法において、上記デジタルデータを試用する価格の設定と、上記設定によって価格が設定されたデジタルデータを上記ネットワークを介しての上記端末への転送を上記コンテンツサーバーが行い、上記端末において、上記デジタルデータを有料で試用できるようにしたことを特徴とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】削除

【補正の内容】

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

本発明のコンピュータ・プログラムは、本発明のデジタルデータ販売方法における各処理をコンピュータに実行させることを特徴とする。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

【発明の実施の形態】

以下、本発明のデジタルデータ販売システム、デジタルデータ販売方法、及びコンピュータ・プログラムの実施の形態を説明する。

図1に、本実施の形態の有効な全体システムの構成を示す。適用が好適なケースとしては、ゲームソフトの配信、ビジネスソフトの配信、写真集のような静止画データや動画データ、教育用ソフト等の販売システムが考えられるが、これに限るものではない。